

# 定住自立圏形成協定書 変更協定書

延岡市 日之影町

平成31年3月20日変更

## 定住自立圏形成協定変更協定書

延岡市（以下「甲」という。）と日之影町（以下「乙」という。）は、平成22年1月7日に締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する。

- 1 別表第1の①内の協定項目「検診体制の構築」の部を削る。
- 2 別表第1の③に次のように加える。

権利擁護支援体制の充実	取組の内容	圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。
	甲の役割	乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。
	乙の役割	甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。

- 3 この協定は、平成31年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成31年3月20日

甲 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 読谷山 洋 司



乙 西臼杵郡日之影町大字岩井川3398番地1  
日之影町  
日之影町長 佐藤 真



# 定住自立圏形成協定(延岡市、日之影町)新旧対照表

	新	旧		備考欄	
	別表第1(第3条第1項第1号関係)	別表第1(第3条第1項第1号関係)			
①地域医療	<p>圏域の医療体制の維持・充実を図るため、圏域の二次・三次医療を担う拠点病院である宮崎県立延岡病院と地域医療機関との機能分担による地域医療連携体制の構築や、医師等、地域の医療資源の確保・充実に向けた取組を行う。</p> <p>(1)乙と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を行うとともに、支援の調整を図る。</p> <p>(2)乙と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(3)乙と共同し、医師等の確保を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(4)地域医療の集積地である甲の区域において、既存医療機関の機能強化及び医療機関の新規開業等について支援を行う。</p> <p>(1)甲と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援する。</p> <p>(2)甲と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行う。</p> <p>(3)甲と共同し、医師等の確保に向けた取組を行う。</p> <p>初期救急医療体制の確立</p> <p>(1)延岡市夜間急病センターを管理、及び運営し、必要な経費を負担する。</p> <p>(2)乙と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(1)乙の区域の住民が延岡市夜間急病センターの小児科を利用するにあたり、受益に応じた経費を負担する。</p> <p>(2)甲と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p>	<p>圏域の医療体制の維持・充実を図るため、圏域の二次・三次医療を担う拠点病院である宮崎県立延岡病院と地域医療機関との機能分担による地域医療連携体制の構築や、医師等、地域の医療資源の確保・充実に向けた取組を行う。</p> <p>(1)乙と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援するとともに、支援の調整を図る。</p> <p>(2)乙と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(3)乙と共同し、医師等の確保を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(4)地域医療の集積地である甲の区域において、既存医療機関の機能強化及び医療機関の新規開業等について支援を行う。</p> <p>(1)甲と共同し、宮崎県立延岡病院と地域医療機関の機能分担による地域完結型医療の構築を進める取組を支援する。</p> <p>(2)甲と共同し、適正受診の啓発や医療情報の提供のための取組を行う。</p> <p>(3)甲と共同し、医師等の確保に向けた取組を行う。</p> <p>初期救急医療体制の確立</p> <p>(1)延岡市夜間急病センターを管理、及び運営し、必要な経費を負担する。</p> <p>(2)乙と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(1)乙の区域の住民が延岡市夜間急病センターの小児科を利用するにあたり、受益に応じた経費を負担する。</p> <p>(2)甲と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。</p>			
	(削除)	(削除)			
	(略)	(略)			
	(略)	(略)			

# 定住自立圏形成協定(延岡市、日之影町)新旧対照表

新		旧	備考欄
<b>③福祉</b>	<p>圏域における定住化や子どもを安心して生み育てる環境づくりを効果的に推進するため、子育て支援施設などのネットワークを形成するとともに、児童福祉施設の相互連携や活用を図る。</p> <p>(1) ICT基盤を活用した子育て支援施設等や行政間の情報共有、子育て相談等の実施について、乙と共同して研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。</p> <p>(2) 甲の区域の児童福祉施設の整備や運営を支援する。</p> <p>(3) 甲の区域の住民の利便性向上のため、乙の区域の児童福祉施設を活用するとともに、活用にあたっての調整を図る。また、利用状況に応じた経費を負担する。</p> <p>(4) 甲の区域のファミリーサポートセンター等のサービスを乙の区域へ拡充する。</p> <p>(1) ICT基盤を活用した子育て支援施設等や行政間の情報共有、子育て相談等の実施について、甲と共同して研究する。</p> <p>(2) 乙の区域の児童福祉施設の整備や運営を支援する。</p> <p>(3) 乙の区域の住民の利便性向上のため、甲の区域の児童福祉施設を活用し、利用状況に応じた経費を負担する。</p> <p>(4) 甲と共同し、甲の区域のファミリーサポートセンター等のサービスを乙の区域へ拡充し、甲と協議の上、受益に応じた経費を負担する。</p>	<p>圏域における定住化や子どもを安心して生み育てる環境づくりを効果的に推進するため、子育て支援施設などのネットワークを形成するとともに、児童福祉施設の相互連携や活用を図る。</p> <p>(1) ICT基盤を活用した子育て支援施設等や行政間の情報共有、子育て相談等の実施について、乙と共同して研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。</p> <p>(2) 甲の区域の児童福祉施設の整備や運営を支援する。</p> <p>(3) 甲の区域の住民の利便性向上のため、乙の区域の児童福祉施設を活用するとともに、活用にあたっての調整を図る。また、利用状況に応じた経費を負担する。</p> <p>(4) 甲の区域のファミリーサポートセンター等のサービスを乙の区域へ拡充する。</p> <p>(1) ICT基盤を活用した子育て支援施設等や行政間の情報共有、子育て相談等の実施について、甲と共同して研究する。</p> <p>(2) 乙の区域の児童福祉施設の整備や運営を支援する。</p> <p>(3) 乙の区域の住民の利便性向上のため、甲の区域の児童福祉施設を活用し、利用状況に応じた経費を負担する。</p> <p>(4) 甲と共同し、甲の区域のファミリーサポートセンター等のサービスを乙の区域へ拡充し、甲と協議の上、受益に応じた経費を負担する。</p>	
取組の内容	取組の内容	取組の内容	
甲の役割	甲の役割	甲の役割	
乙の役割	乙の役割	乙の役割	
次世代育成支援策	次世代育成支援策	次世代育成支援策	
障がい者の支援体制の構築	障がい者の支援体制の構築	障がい者の支援体制の構築	
取組の内容	取組の内容	取組の内容	
甲の役割	甲の役割	甲の役割	
乙の役割	乙の役割	乙の役割	
取組の内容	取組の内容	取組の内容	
甲の役割	甲の役割	甲の役割	
乙の役割	乙の役割	乙の役割	
権利擁護支援体制の充実	権利擁護支援体制の充実	権利擁護支援体制の充実	

(追加)

(略)

(略)

(略)